

新旧対照表

(変更点は下線部で示す。)

改正案	現行
新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)に係る今後のサーベイランス体制について <u>(改訂版)</u> 新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)に係るサーベイランス体制については、平成 21 年 8 月 25 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「<u>新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)に係る今後のサーベイランス体制について</u>」で<u>お示してきたところである。</u> 今般、「<u>基本的対処方針</u>」及び厚生労働省「<u>医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)</u>」が平成 21 年 10 月 1 日に改定されたところ、<u>新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)のサーベイランス体制を平成 21 年 10 月 11 日より順次、下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。</u> (削除) 記	新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)に係る今後のサーベイランス体制について 新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)に係るサーベイランス体制については、平成 21 年 7 月 24 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「<u>新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)に係る今後のサーベイランス体制について</u>」(以下「<u>サーベイランス事務連絡</u>」という。)で<u>お示しし、貴管内の関係機関への周知徹底とその着実な実施をお願いしてきたところである。</u> 今般、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)の一部が改正され、新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 12 条に規定する医師の届出が不要とされたところ、今後、新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)のサーベイランス体制を下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。</u> なお、平成 21 年 7 月 24 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「<u>新型インフルエンザ(A／H 1 N 1)に係る今後のサーベイランス体制について</u>」は、同年 8 月 24 日をもって廃止することとする。 記

第1 新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る今後のサーベイランス体制の主な変更は、次に掲げるとおりである。

1 地域における感染拡大の探知のためのサーベイランス

(1) クラスター（集団発生）サーベイランス（別添1）

集団発生の報告は、医療機関・社会福祉施設等において、最初の患者発生後7日以内に10人以上の患者が集団発生した場合に、それらの施設長等からの連絡により把握することに限定し、医師及び学校等の施設長等からの報告を廃止した。

(2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添2）

保健所が都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）に報告する期日を月曜日から火曜日に変更した。

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

(1) ウイルスサーベイランス（別添3）

継続して実施する。

(2) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）

継続して実施する。

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

(1) インフルエンザサーベイランス（別添5）

継続して実施する。

第2 本事務連絡の第1に掲げるサーベイランスにおいて、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化の防止や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要であることから、次に掲げる事象を把握した都道府県等の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについて、厚生労働省と地

第1 新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る今後のサーベイランス体制については、次に掲げるとおり、実施することとする。

1 地域における感染拡大の早期探知のためのサーベイランス

(1) クラスター（集団発生）サーベイランス（別添1）

（新規）

(2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添2）

（新規）

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

(1) ウイルスサーベイランス（別添3）

（新規）

(2) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）

（新規）

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

(1) インフルエンザサーベイランス（別添5）

（新規）

第2 本事務連絡においては、第1に掲げるサーベイランスにおいて、感染症サーベイランスシステム（NESID）等により、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化の防止や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合があることから、その円滑な実施を図るため、次に掲げる事象を把握した都道府県、保健所設置市又は特別区の本庁は、厚生労働省に、電

方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。 <u>1 厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行う事象</u> (削除) (1) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）と判明した場合（検案により新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）と判明した場合を含む。） (2) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合 (3) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合 2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。 第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項第1号に規定するインフルエンザ</u>をいうものとする。 <u>第4 なお、サーベイランスの円滑な移行のため、都道府県等は、次に掲げる日程で、本事務連絡を運用されたい。</u>	話で速やかな連絡を行うこととする。 なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについて、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。 (新規) (1) <u>医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の10人以上の集団発生を把握した場合</u> (2) <u>社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の10人以上の集団発生を把握した場合</u> (3) <u>新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の入院患者が、入院中に人工呼吸器を使用したことを把握した場合、インフルエンザ脳症を発症している場合又は集中治療室に入室している場合</u> (4) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）と判明した場合（検案により新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）と判明した場合を含む。） (5) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合 (6) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合 2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。 第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、<u>法第6条第6項第1号に規定するインフルエンザ</u>をいうものとする。 (新規)
---	---

(1) <u>第2の1に掲げる事象</u> <u>平成21年10月12日からの運用とする。</u> (2) <u>クラスター（集団発生）サーベイランス</u> <u>同月12日からの運用で、12日～18日の週の情報を20日までに報告する。</u> (3) <u>インフルエンザ様疾患報告</u> <u>同月11日からの運用で、11日～17日の週の情報を20日までに報告する。</u> (4) <u>ウイルスサーベイランス</u> <u>同月11日からの運用とする。</u> (5) <u>インフルエンザサーベイランス</u> <u>同月12日からの運用で、12日～18日の週の情報を21日までに報告する。</u> (6) <u>入院サーベイランス</u> <u>同月15日からの運用とする。</u>	
別添1 1 地域における感染拡大の<u>探知</u> クラスター（集団発生）サーベイランス 第1 目的 <u>インフルエンザについて、放置すれば、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性</u>がある集団的な<u>継続的</u>に把握する。 第2 実施の概要 <u>インフルエンザの罹患により、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性</u>がある集団発生の把握 1 保健所は、<u>医療機関、社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団的な発生が疑われる事例について、それらの施設長等からの連絡により把握する。</u>	別添1 1 地域における感染拡大の<u>早期探知</u> クラスター（集団発生）サーベイランス 第1 目的 <u>新型インフルエンザ（A／H1N1）について、放置すれば大規模な流行につながる可能性</u>がある集団的な<u>発生を早期</u>に把握する。 第2 実施の概要 <u>新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の端緒の把握</u> 1 保健所は、<u>医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長等からの連絡により、同一の集団において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われる事例を把握する。</u>

(削除)

(1) 医療機関の施設長等からの連絡

医療機関の施設長等は、入院患者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後 7 日以内に、その者を含め 10 名以上が、医師によりインフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する（別紙 1 参照）。

(削除)

(1) 医師からの連絡

医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、当該患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡する。

(参照)

- ・ 平成 21 年 8 月 25 日健感発 0000 第 0 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（A／H1N1）での集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」

(新規)

(2) 学校の設置者からの連絡

学校の設置者は、インフルエンザに感染し、若しくはその疑いがある者に対し出席停止が行われた場合又は臨時休業の措置が行われた場合、保健所に連絡する。また、それ以外の場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で 7 日以内にインフルエンザ様症状による 2 名以上の欠席者（教職員を含む。）が発生した場合、迅速に、保健所に対して情報伝達を行う（別紙 1 参照）。

(参照)

- ・ 平成 21 年 6 月 26 日文部科学省高等教育局教育企画課長事務連絡「新

(2) 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後 7 日以内に、その者を含め 10 名以上が、インフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する（別紙 2 参照）。

（参照）

- ・ 平成 21 年 10 月 8 日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等におけるインフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

2 上記に関わらず、医療機関・社会福祉施設等の施設長等は、発症者の人数を問わず公衆衛生対策上必要な相談は、適宜、保健所に行う。

（参照）

- ・ 平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長/医薬食品局長/雇用均等・児童家庭局長/社会・援護局長/老健局長 事務連絡「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

3 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

4 現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の集団発生であることを確認するための P C R 検査は原則実施する必要

型インフルエンザに関する対応について（第 9 報）」

- ・ 平成 21 年 6 月 26 日 文部科学省高等教育局私学部私学行政課/スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第 8 報）」

(3) 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後 7 日以内に、その者を含め 2 名以上が、医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する（別紙 2 参照）。

（参照）

- ・ 平成 21 年 6 月 30 日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

（新規）

2 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

3 現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の集団発生であることを確認するための P C R 検査は原則実施する必要

はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。 第3 厚生労働省に対する報告について 1 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。 ・ 第2の3で把握したインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報 （削除） 2 1の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。 第4 実施時期 （削除） 原則として、<u>新型インフルエンザ（A／H1N1）を含むインフルエンザの</u>	はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。 第3 厚生労働省に対する報告について 1 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。 <u>(1) 第2の2で把握したインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報</u> (2) 都道府県等において臨時休業の要請を行い、実際に臨時休業した施設数 2 1の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。 第4 実施時期 <u>1 新型インフルエンザ（A／H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大するまでの間、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。</u> <u>2 なお、新型インフルエンザ（A／H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後、地域における感染拡大の早期探知のための集団発生の把握は中止するが、各自治体において、ウイルスの感染性や病原性の変化を把握するため、一部の集団発生について疫学調査や確認検査を行うことは差し支えない。</u> （新規）
---	---

感染が収束するまで、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

第5 その他

- 1 第2の4の検査を実施し、新型インフルエンザ（A／H1N1）が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。
- 2 第2の4で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

第5 その他

- 1 第2の3の検査を実施し、新型インフルエンザ（A／H1N1）が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。
- 2 第2の3で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

(削除)

別紙 1

学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

<目的> 地域における新型インフルエンザの発生を早期に探知すること

学校の設置者

保健所は、学校保健安全法第18条及び学校保健安全法施行令第5条の規定に基づき、学校の設置者から、以下のいずれかの基準を満たす場合に連絡を受ける。

- ① 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合
 - ② 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合
- ※ ①については、保健所は、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）において7日以内に2名以上の出席停止者が発生していないか確認する。（簡易迅速検査でB型が確定された場合は除外する）

迅速な連絡

また、保健所は、出席停止が行われたとき、又は、出席停止が行われなかった場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で、7日以内にインフルエンザ様症状（※）による2名以上の欠席者（教職員を含む。）が発生した場合、迅速に初期から情報伝達をなされるよう、あらかじめ学校の設置者及び校長と十分に連携し、体制を整えておくこととする。

※ 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう。
ア）鼻汁もしくは鼻閉 イ）咽頭痛 ウ）咳

保健所

保健所は、学校の設置者から連絡を受けた場合、学校における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

- ① 学校の設置者に対し、患者（疑い者）が、医師の診断により、臨床症状及び簡易迅速検査の結果（A型陽性）等を踏まえ、インフルエンザと診断されたことを確認する。
- ② 学校の設置者に対し、学校内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、学校における感染状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や学校に通う者の状況等を勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 臨時休業の要請の検討（学校の設置者からの相談への対応を含む。）
- ② インフルエンザ様症状を呈する者に対する外出自粛の要請等
- ③ 学校に対する基本的な感染防止対策の徹底の呼びかけの依頼

学校の設置者

別紙1

医療機関におけるクラスターサーベイランスの流れ

＜目的＞医療機関でのインフルエンザの集団発生を察知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

医療機関の施設長等

医療機関の施設長等は、入院患者（インフルエンザによる入院患者以外）、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、一つの集団（クラスター）内にその者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。（※2、※3）

迅速な連絡

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
- ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
 - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
- ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

保健所

保健所は、医療機関の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

医療機関の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、医療機関での感染防止対策実施状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

- ① インフルエンザ様症状を呈する患者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状聴取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

医療機関の施設長等

（新規）

別紙2

社会福祉施設等におけるクラスターサーベイランスの流れ

＜目的＞社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生を早期に検知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。（※2、※3）

迅速な連絡

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
- ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
 - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
- ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、施設等での感染防止対策実施状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

- ① インフルエンザ様症状を呈する入所者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

社会福祉施設等の施設長等

別紙2

社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

＜目的＞社会福祉施設等での新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生を早期に検知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が次の条件を満たす場合は、保健所に連絡する。（※2）

迅速な連絡

インフルエンザ様症状を有する者について、医師（専任医や主治医等）が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陽性である、又は、A型陽性でも臨床的に感染を強く疑われること。（※3）

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
- ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
 - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
- ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、施設等における感染状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 臨時休業の要請の検討（施設長等からの相談への対応を含む。）
- ② インフルエンザ様症状を呈する者に対する外出自粛の要請等
- ③ 施設等に対する基本的な感染防止対策の徹底の呼びかけの依頼

重症化するおそれが高い者が集団生活する施設等において、集団発生しているおそれがある旨の連絡を受けた場合、迅速に以下の対応を講じるものとする。

- ① 早期受診を勧奨するとともに、医師の判断により、PCR検査を実施
- ② 施設内の濃厚接触者に対する予防投与の検討
- ③ 施設の職員等でインフルエンザ様症状を呈する者又は濃厚接触者に対する外出自粛の要請

社会福祉施設等の施設長等

別添 2 1 地域における感染拡大の<u>探知</u> インフルエンザ様疾患発生報告 第 1 目的 学校におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の休校数等を把握する。 第 2 実施の概要 1 保健所は、管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。 2 保健所は、1 で入手した情報を、1 週間分（日曜日から土曜日まで）集計し、翌週<u>火曜</u>（休日の場合は翌営業日）までに、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。 （参照）（略） 第 3 （略） 第 4 実施時期 （削除）	別添 2 1 地域における感染拡大の<u>早期探知</u> インフルエンザ様疾患発生報告 第 1 目的 学校におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の休校数等を把握する。 第 2 実施の概要 1 保健所は、管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。 2 保健所は、1 で入手した情報を、1 週間分（日曜日から土曜日まで）集計し、翌週<u>月曜</u>（休日の場合は翌営業日）までに、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。 （参照）（略） 第 3 （略） 第 4 実施時期 <u>従来、季節性インフルエンザの発生がおさまる夏期には本サーベイランスを中断しているが、本年においては夏期も継続する。</u>
---	---

秋からインフルエンザの流行が見込まれる時期を経て、その流行がおさまって小康状態となるまで継続する。

夏期休暇中も、学校の部活動単位等において、インフルエンザ様症状による2名以上の欠席者が発生した場合には、保健所はその情報を学校等から受けることとする。

その後、秋から冬、更には来年春にかけて、新型インフルエンザ（A／H1N1）の流行が見込まれる時期を経て、その流行がおさまって小康状態となるまで継続する。